

滋賀県事業継続支援金 特例一覧

新規開業特例

- ・ 2020年6月2日から2021年3月31日までの間に開業した事業者
- ・ 開業月から2021年3月までの月の平均売上額（※開業月は日数に関わらず1ヶ月とする。）と比較

事業承継特例

- ・ 2019年4月1日から2021年5月31日までの間に事業承継した事業者（前の事業者が2021年3月末までに開業していること前提）
- ・ 事業承継前の2019年または2020年の基準月の売上と比較

法人成り特例

- ・ 2019年4月1日から2021年5月31日までの間に法人成りした事業者（前の事業者が2021年3月末までに開業していること前提）
- ・ 法人化前の2019年または2020年の基準月の売上と比較

個人成り特例

- ・ 2019年4月1日から2021年5月31日までの間に個人成りした事業者（前の事業者が2021年3月末までに開業していること前提）
- ・ 個人成り前の2019年または2020年の基準月の売上と比較

合併特例

- ・ 2019年4月1日から2021年5月31日までの間に合併した事業者（前の事業者が2021年3月末までに開業していること前提）
- ・ 合併前の2019年または2020年の基準月の売上の合計と比較

これらの特例で申請される場合は、別途確認書類が必要になります。
詳細は滋賀県事業継続支援金コールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先： 電話番号 0570-200-575